

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第六号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年十二月八日

広島県知事 横田美香

諮詢相手：広島県知事（社会援護課）

諮詢日：令和6年12月3日

（令和6年度諮詢第8号）

答申日：令和7年11月7日

（令和7年度答申第6号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和元年10月17日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分相手」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査相手（広島県知事（社会援護課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年9月27日付け3審理第41号で審査相手に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査相手の主張の要旨

令和6年12月3日付け諮詢説明書

(1) 審査相手の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不當であるかについて

(1) 基本的事項

法第63条は、「要保護者に利用しうる資産等の資力があるにかかわらず、保護の

必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条（審査会注：法第4条を指す。）3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである」（最高裁判所昭和42年（オ）第1245号同46年6月29日第三小法廷判決）と解されている。

本件処分は、令和元年6月14日に審査請求人の口座に障害厚生年金a円（平成30年10月分）及び老齢厚生年金b円（障害厚生年金に代えて老齢厚生年金を選択したことによる同年11月分から平成31年3月分までの増額分）の合計額c円（以下「本件年金収入」という。）の振り込みがあり、その保有する資力を現実に活用することができる状態になったとして、処分庁が、法第63条に基づき返還すべき額を決定したものである。

（2）資力発生日について

ア 老齢厚生年金及び障害厚生年金の支払については、厚生年金保険法第36条第1項において「年金の支給は、支給をすべき事由が生じた月の翌月から始め」と規定されている。また、同条第3項では、年金は毎年偶数月の6期に各支払期月の前2か月分を支払うが、前支払期日に支払うべきであった未払年金は、支払期月でない月であっても、支払う旨が規定されている。

これらの規定からすると、現実に年金を受給するには受給権者が請求して裁定を受けることが必要とされている（厚生年金保険法第33条）ものの、これらの手続の有無にかかわらず、年金の支給要件を満たす者の受給権自体は、年金支給事由が生じた時点で当然に発生し、年金受給権者は当該事由が生じた月の翌月分からの年金を受給し得る権利を有していることになる。

したがって、年金受給権者の裁定請求が遅れたこと等により、過去分の未払年金が一括して支給された場合には、法第63条に基づく費用返還に係る資力の発生についても、当該年金を受給し得た月分の時点、すなわち「年金支給事由が生じた月の翌月」に遡及して発生するものと解される。

イ 審査請求人は、平成30年9月を受給権取得年月とする障害厚生年金に係る年金決定通知書及び平成30年10月を受給権取得年月とする老齢厚生年金に係る年金決定通知書を受けている。

よって、本件は、審査請求人が障害厚生年金を受給し得た月分である平成30年10月を資力の発生時点とし、法第63条の規定により、資力発生後に支給した生活保護費の返還を求めるのが妥当であると認められる。

（3）資力の認定について

ア 審査請求人が負担した受診状況等証明書発行費用d円は、「受給資格の証明のために必要とした費用」（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8

の3(2)ア(イ)として、障害厚生年金を初めて受給した際ににおける収入認定に当たって、控除すべきである（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-27(答))。

よって、本件の資力認定額は、次表のとおり、e円となる。

(単位：円)

区分	年金額	必要経費	資力の額
平成30年10月分	a	d	f
平成30年11月分～令和元年3月分	b	h	b
合計	c	d	e

イ 一方、処分庁は、本件年金収入c円を得るための必要経費をg円（年金請求手続きに当たり、審査請求人が自己負担した検診料d円のうち検診料限度額4,630円を超える部分）とし、これを本件年金収入から控除したi円を資力として認定している。ただし、当該処分の背景には、処分庁は、審査請求人から受診状況等証明書発行費用d円の支払を繰り返し求められ、これに対して、当該費用は初回障害厚生年金から控除する以外に（方法）ないと説明したもの、了解を得ることができなかつたという事情が認められる。

(4) 保護に要した費用

ア 本件処分において、処分庁は、平成30年10月1日から令和元年6月30日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、当該期間のうち、平成30年10月分から同年12月分まで（以下「返還対象期間」という。）の支給済保護費（医療扶助を除く。以下同じ。）j円を「保護に要した費用」として返還対象としている。

また、当該保護費j円の内訳について、平成30年10月分k円（生活扶助費1円・住宅扶助費m円）、平成30年11月分n円（生活扶助費o円・住宅扶助費m円）及び平成30年12月分q円（生活扶助費r円・住宅扶助費m円）であると説明している。

イ しかしながら、平成30年12月分の保護費については、当初生活扶助としてr円が支給されていたが、平成30年12月13日、年金収入を認定したことにより、生活扶助（期末一時扶助を含む。）の額をs円と変更する決定がされている。

よって、平成30年12月分の保護費はq円ではなくt円であるから、返還対象期間の支給済保護費は、j円ではなく、u円となる。

ウ 審査請求人は、返還対象期間の支給済保護費について、審査請求人の銀行口座に振り込まれた額と異なっており、保護費の算定が誤っていると主張している。

しかしながら、平成30年10月分から同年12月分の保護費算定書の「生活扶助」

欄の金額と審査請求人のゆうちょ銀行の口座に振り込まれた金額及び同算定書の「住宅扶助」欄の金額と家賃の金額はそれぞれ一致しており、また、審査請求人の平成30年3月分以降の住宅扶助費は市営住宅管理者に直接支払うこととされていることが認められる。

よって、審査請求人の銀行口座に振り込まれた額と保護費の額が異なっているのは、処分庁の主張のとおり、処分庁が住宅扶助費（家賃）を市営住宅管理者に対して直接支払っているためであると認められることから、審査請求人の主張は理由がない。

(5) 返還額について

前記(3)のとおり、本件の資力認定額は e 円であり、一方、前記(4)のとおり、資力があるにも関わらず保護を受けた期間である平成30年10月1日から令和元年6月30日までのうち、返還対象期間の支給済保護費は u 円である。

よって、返還対象期間の支給済保護費 u 円は、本件の資力認定額 e 円を上回っていることから、本件の資力認定額に相当する保護費 e 円を返還額とすることが妥当であり、これと異なる本件処分における返還額 i 円は正しいとはいえない。

(6) しかしながら、本件処分における返還額（ i 円）と審理員が認定した返還額（ e 円）との差額4,630円が生じた原因是、前記(3)イに記載した事情によるものであり、かつ、審査請求人は既に検診料として4,630円を受領していることから、本件処分で決定された返還額（ i 円）を審査請求人に請求したとしても、処分庁と審査請求人との間において保護費の支払について過不足は生じない（なお、保護に要した費用の違算は、いずれにしても資力認定額を上回っているから、本件処分の違法・不当に影響を与えるものではない。）。

(7) 以上のとおりであるから、本件処分は取り消されるべき違法又は不当なものであったとまではいえないものと判断する。

(8) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けた期間について、（処分庁は、）令和元年6月1日で保護廃止と同年6月分と7月分の保護費返還の決定をしていることから、（審査請求人は、）令和元年6月以降は生活保護を受けていない、資力があるにも関わらず保護を受けた期間の終期を令和元年6月30日とするのは誤りであり（終期は令和元年5月31日である。）、誤りのある処分は受け入れられないとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、令和元年7月4日付け本件処分は同月16日付け保護廃止に先立って行われており、本件処分が行われた令和元年7月4日時点において、審査請求人は保護受給中であったところ、審査請求人が提出したゆうちょ銀行通帳（平成29年12月27日～令和元年12月2日）の写しによると、処分庁から審査請求人に令和元年6月分及び7月分の保護費が支給されていることが認められる。このた

め、処分庁が、資力があるにも関わらず保護を受給していた期間の終期を同処分の前月末である令和元年6月30日としていることについて誤りということはできない。

よって、審査請求人の主張は理由がない。

イ 審査請求人は、資力について、資力があるにも関わらず保護を受けた期間を平成30年10月1日から令和元年5月31日までとして、当該期間の月毎の収入を明らかにした上で、資力はあったが、いずれの月も最低生活費より少ない金額で、生活するための資力はなかったとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、資力があるにも関わらず保護を受けた期間の終期が、本件処分通知書に記載されているとおり、令和元年6月30日とされていることが誤りと言えないことについては、前記(8)アのとおりである。

また、法第63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである（東京高等裁判所平成25年4月2日判決）。審査請求人に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法第63条の規定を適用しなければならないものであるから、審査請求人の主張は失当である。

ウ 審査請求人は、介護施設の初期費用50～60万円を準備しなければならないこと等を考えると生活するのがやっとであり、保護費の返還が義務であっても困難であるとして、法第80条の規定に基づく返還の免除を求めている。

しかしながら、法第80条は、保護の変更、廃止または停止に伴い、前渡した保護金品を戻入すべき返還額の免除に関する規定であり、前提となる返還義務は、民法第703条により生じるものである一方、法第63条の規定は、もとの処分自体は有効とした上で、特別に費用返還義務を定めたものであって、2つの規定の前提となる返還義務は異質なものであるとされているから（問答集問13－17の（答））、本件処分について、法第80条を適用する余地はないと解さざるを得ない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

エ その他、審査請求人は縷々主張するが、その主張はいずれも独自の見解というほかなく、本件処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮詢（令和6年12月3日）
- 2 第1回審議（令和7年9月16日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和7年11月7日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第80条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

第32条 この法律による保険給付は、次のとおりとし、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。第34条第1項、第40条、第79条第1項及び第2項、第81条第1項、第84条の5第2項並びに第84条の6第2項並びに附則第23条の3において「政府等」という。）が行う。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

第33条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、実施機関が裁定する。

第36条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(3) 次官通知

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

(4) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第8 収入の認定

1 定期収入の取扱い

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

4 検診命令

(5) 検診料の支払

検診料を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとすること。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面

により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては6,090円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えない。

- (5) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）

第8 収入の認定

問51 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

- (6) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

- (1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

①～③ (略)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤・⑥ (略)

- (7) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号）

第5 診療報酬の審査および支払

4 診療報酬以外の費用の支払等

(3) 保護が遡及決定された場合等の医療費の支払

福祉事務所長は、保護が遡及決定された場合等で、保護申請以後の被保護者の医療費を真にやむを得ない事情のため当該被保護者が支払った場合は、その者にこれを金銭給付して差しつかえないこと。

(8) 問答集

問8-27 年金受給のための診断書の費用

(問) 障害基礎年金受給のため、その申請書に添付する診断書を被保護者が自費で診断を受けて作成した場合、その費用はどのように取り扱うか。年金から控除するか、検診命令を事後承認したこととして費用を措置すべきか。

(答) (略) 自費で診断書を作成した場合は(略)「受給資格の証明のために必要とした費用」として、当該障害基礎年金を初めて受給した際ににおける収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきである。

なお、障害者加算等の認定等に関しては局第11の4の(1)のイにより検診命令を行って差し支えないものである。

問13-5 法第63条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答)

(1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

なお、次第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。

アーウ (略)

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

- ① いわゆる浪費した額
 - ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
 - ③ 保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額
- 才 (略)
- (3) 返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適當とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。

問13－6 費用返還と資力の発生時点

(問) 次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

- (1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合
- (2)～(6) (略)

(答)

(1) 国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生したものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。

このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。

なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。

- (2)～(6) (略)

問13－17 法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係

(問) 法第63条の規定による費用の返還と法第80条の規定による返還の免除との関係について説明されたい。

(答) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった

日以降の分を返還させる場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。(略)

また、この二つの規定の前提となる返還義務は異質なものである。(略)

すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。

- (9) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条の規定により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。
- (10) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (11) 次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知は、いずれも地方自治法第245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされている。
- (12) 処分庁は、保護基準、次官通知、局長通知、昭和38年課長通知及び問答集を行政手続法上の処分基準として位置付け、事務を行っている。
- (13) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、平成25年10月21日から処分庁において単身世帯として保護（審査会注：法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を受給していた。

イ 平成30年8月8日、審査請求人は領収書等を持参のうえ処分庁を訪問し、障害厚生年金の申請に必要な受診状況等証明書の発行費用d円の支給を求めた。

これに対して処分庁は審査請求人に、病院（審査会注：審査請求人が受診していた病院を指す。以下同じ。）が払戻しできるのであれば処分庁から病院へ検診依頼することも可能であると伝えるも、最終的には審査請求人が初回に障害厚生年金を受給した際に受診状況等証明書発行費用d円を必要経費と認め、当該年金収入から控除する旨を説明し、審査請求人は了解した。

ウ 平成30年8月28日、審査請求人は処分庁に架電し、受診状況等証明書発行費用d円の支払等を求めしたことに対し、処分庁は審査請求人に対して、処分庁から病院への検診依頼か初回障害厚生年金から控除する以外に方法はない旨伝えた。

エ 審査請求人は、処分庁から伝えられた前記ウの内容に納得できず、同日、処分庁を訪問した。処分庁は病院に対して、受診状況等証明書発行費用d円について、

検診依頼書を送付するため、審査請求人に返金できないか相談したところ、拒否された。

オ 処分庁は、改めて検討した結果、平成30年8月30日、障害厚生年金が不支給となる場合も考えられるなどとし、やむを得ないものと認め、受診状況等証明書発行費用 d 円のうち、検診料限度額4,630円を窓口現金払いし、残額 g 円を初回障害厚生年金から控除することとした。

カ 平成30年8月30日、審査請求人は、法による保護申請書を持参し、処分庁に受診状況等証明書発行費用 d 円の支払を求めた。これに対して処分庁は、同日、審査請求人に同費用 d 円のうち4,630円を一時扶助（検診料）として窓口にて支給した。

キ 平成31年4月10日、処分庁の職員は、審査請求人が障害厚生年金の請求手続を完了したことを確認した。

ク 平成31年4月26日、処分庁の職員は、審査請求人から障害厚生年金に係る年金決定通知書を受理した。

ケ 令和元年7月2日、処分庁の職員は、審査請求人から老齢厚生年金及び障害厚生年金に係る年金支払通知書並びに同日付け収入・無収入申告書を受理し、同年6月14日に日本年金機構から審査請求人の口座に障害厚生年金 a 円及び老齢厚生年金 p 円の振り込みがあったことを確認した。

コ 令和元年7月3日、処分庁の職員は、年金支払通知書などにより前記ケの振り込みについて次の事項を確認した。

(ア) 障害厚生年金 a 円は平成30年10月分であること。

(イ) 審査請求人は、平成30年11月分から老齢厚生年金の障害者特例を選択し、障害厚生年金はなくなったが、年金額は増額となったこと。

(ウ) 老齢厚生年金 p 円のうち b 円は、障害厚生年金に代えて老齢厚生年金を選択したことによる平成30年11月分から平成31年3月分までの増額分の合計額であること。

(エ) 前記(ア)の障害厚生年金 a 円及び前記(ウ)の老齢厚生年金 b 円の合計額 c 円が遡及支給分であること。

サ 令和元年7月4日、処分庁は、前記コの遡及して振り込まれた年金 c 円を平成30年10月1日に審査請求人が保有を開始した資力として認定し、必要経費 g 円（障害厚生年金の請求手続に当たり、審査請求人が自己負担した検診料 d 円のうち検診料限度額4,630円を超える部分）を控除した i 円を法第63条に基づく返還額とする本件処分を行うことを決定し、本件処分通知により審査請求人に通知した。

シ 審査請求人は、令和元年10月17日付けで広島県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

(2) 判断

ア 基本的事項

法第63条は「要保護者に利用しうる資産等の資力があるにかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条（審査会注：法第4条を指す。）3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になつた場合の費用返還義務を定めたものである」（最高裁判所昭和42年（オ）第1245号同46年6月29日第三小法廷判決）と解されている。

本件処分は、令和元年6月14日に審査請求人の口座に障害厚生年金a円（平成30年10月分）及び老齢厚生年金b円（障害厚生年金に代えて老齢厚生年金を選択したことによる同年11月分から平成31年3月分までの増額分）の合計額c円の振り込みがあり、その保有する資力を現実に活用することができる状態になつたとして、処分庁が法第63条に基づき返還すべき額を決定したものである。

イ 資力発生日について

(ア) 老齢厚生年金及び障害厚生年金の支払については、厚生年金保険法第36条第1項において「年金の支給は、支給をすべき事由が生じた月の翌月から始め」と規定されている。また、同条第3項では、年金は毎年偶数月の6期に各支払期月の前2か月分を支払うが、前支払期日に支払うべきであった未払年金は、支払期月でない月であっても支払う旨が規定されている。

これらの規定からすると、現実に年金を受給するには受給権者が請求して裁定を受けることが必要とされている（厚生年金保険法第33条）ものの、これらの手続の有無にかかわらず、年金の支給要件を満たす者の受給権自体は、年金支給事由が生じた時点で当然に発生し、年金受給権者は当該事由が生じた月の翌月分からの年金を受給し得る権利を有していることになる。

したがって、年金受給権者の裁定請求が遅れたこと等により、過去分の未払年金が一括して支給された場合には、法第63条に基づく費用返還に係る資力の発生についても、当該年金を受給し得た月分の時点、すなわち「年金支給事由が生じた月の翌月」に遡及して発生するものと解される。

(イ) 審査請求人は、平成30年9月を受給権取得年月とする障害厚生年金に係る年金決定通知書及び平成30年10月を受給権取得年月とする老齢厚生年金に係る年金決定通知書を受けている。

よって、本件は、審査請求人が障害厚生年金を受給し得た月分である平成30年10月を資力の発生時点とし、法第63条の規定により、資力発生後に支給した生活保護費の返還を求めるのが妥当であると認められる。

ウ 資力の認定について

(ア) 審査請求人が負担した受診状況等証明書発行費用d円は、「受給資格の証明

のために必要とした費用」(次官通知第8の3(2)ア(イ))として、障害厚生年金を初めて受給した際における収入認定に当たって控除すべきである(問答集問8-27の(答))。

よって、本件の資力認定額は、次表のとおりe円となる。

(単位:円)

区分	年金額	必要経費	資力の額
平成30年10月分	a	d	f
平成30年11月分～ 令和元年3月分	b	h	b
合計	c	d	e

(イ) 一方、処分庁は、本件年金収入c円を得るための必要経費をg円(年金請求手続に当たり、審査請求人が自己負担した検診料d円のうち検診料限度額4,630円を超える部分)とし、これを本件年金収入から控除したi円を資力として認定している。ただし、当該処分の背景には、処分庁は、審査請求人から受診状況等証明書発行費用d円の支払を繰り返し求められ、これに対して、当該費用は初回障害厚生年金から控除する以外に方法がないと説明したもの、了解を得ることができなかつたという事情が認められる。

エ 保護に要した費用

(ア) 本件処分において、処分庁は平成30年10月1日から令和元年6月30日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、当該期間のうち、平成30年10月分から同年12月分までの支給済保護費j円を「保護に要した費用」として返還対象としている。

また、当該保護費j円の内訳について、平成30年10月分k円(生活扶助費1円・住宅扶助費m円)、平成30年11月分n円(生活扶助費o円・住宅扶助費m円)及び平成30年12月分q円(生活扶助費r円・住宅扶助費m円)であると主張している。

(イ) しかしながら、平成30年12月分の保護費については、当初生活扶助としてs円が支給されていたが、平成30年12月13日、年金収入を認定したことにより生活扶助(期末一時扶助を含む。)の額をs円と変更する決定がされている。

よって、平成30年12月分の保護費はq円ではなくt円であるから、返還対象期間の支給済保護費は、j円ではなくu円となる。

(ウ) 審査請求人は、返還対象期間の支給済保護費について、審査請求人の銀行口座に振り込まれた額と異なっており、保護費の算定が誤っていると主張している。

しかしながら、平成30年10月分から同年12月分の処分庁作成の保護費算定書の「生活扶助」欄の金額と審査請求人のゆうちょ銀行の口座に振り込まれた金

額及び同算定書の「住宅扶助」欄の金額と家賃の金額はそれぞれ一致しており、また、審査請求人の平成30年3月分以降の住宅扶助費は市営住宅管理者に直接支払うこととされていることが認められる。

よって、審査請求人の銀行口座に振り込まれた額と保護費の額が異なっているのは、処分庁の主張のとおり、処分庁が住宅扶助費（家賃）を市営住宅管理者に対して直接支払っているためであると認められることから、審査請求人の主張は理由がない。

オ　返還額について

前記ウのとおり、本件の資力認定額はe円であり、一方、前記エ(イ)のとおり、資力があるにもかかわらず保護を受けた期間である平成30年10月1日から令和元年6月30日までのうち、返還対象期間の支給済保護費はu円である。

よって、返還対象期間の支給済保護費u円は、本件の資力認定額e円を上回っていることから、本件の資力認定額に相当する保護費e円を返還額とすることが妥当であり、これと異なる本件処分における返還額i円は正しいとはいえない。

カ　しかしながら、本件処分における返還額（i円）と審査会が認定した返還額（e円）との差額4,630円が生じた原因は、前記ウ(イ)に記載した事情によるものであり、かつ、審査請求人は既に検診料として4,630円を受領していることから、本件処分で決定された返還額（i円）を審査請求人に請求したとしても、処分庁と審査請求人との間において保護費の支払について過不足は生じない（なお、保護に要した費用の違算は、いずれにしても資力認定額を上回っているから、本件処分の違法・不当に影響を与えるものではない。）。

キ　以上のとおりであるから、本件処分は取り消されるべき違法又は不当なものであったとまではいえない。

ク　その他の審査請求人の主張について

(ア)　審査請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けた期間について、処分庁は、令和元年6月1日で保護廃止と同年6月分及び7月分の保護費返還の決定をしていることから、審査請求人は、令和元年6月以降は生活保護を受けていないとし、本件処分通知で資力があるにもかかわらず保護を受けた期間の終期を令和元年6月30日とするのは誤りであり（終期は令和元年5月31日である。）、誤りのある処分は受け入れられないとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、令和元年7月4日付け本件処分は同月16日付け保護廃止に先立って行われており、本件処分が行われた令和元年7月4日時点において、審査請求人は保護受給中であったところ、審査請求人が提出したゆうちょ銀行通帳（平成29年12月27日～令和元年12月2日）の写しによると、処分庁から審査請求人に令和元年6月分及び7月分の保護費が支給されていることが認められ

る。このため、処分庁が、資力があるにもかかわらず保護を受給していた期間の終期を同処分の前月末である令和元年6月30日としていることについて誤りということはできない。

よって、審査請求人の主張は理由がない。

- (イ) 審査請求人は、資力について、資力があるにもかかわらず保護を受けた期間を平成30年10月1日から令和元年5月31日までとして、当該期間の月ごとの収入を明らかにした上で、資力はあったが、いずれの月も最低生活費より少ない金額で、生活するための資力はなかったとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、資力があるにもかかわらず保護を受けた期間の終期が、本件処分通知書に記載されているとおり、令和元年6月30日とされていることが誤りといえないことについては、前記ク(ア)のとおりである。

また、法第63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである（東京高等裁判所平成25年4月2日判決）。審査請求人に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法第63条の規定を適用しなければならないものであるから、審査請求人の主張は失当である。

- (ウ) 審査請求人は、介護施設の初期費用50万円から60万円を準備しなければならないこと等を考えると生活するのがやっとであり、保護費の返還が義務であっても困難であるとして、法第80条の規定に基づく返還の免除を求めている。

しかしながら、法第80条は、保護の変更、廃止または停止に伴い、前渡した保護金品を戻入すべき返還額の免除に関する規定であり、前提となる返還義務は、民法第703条により生じるものである一方、法第63条の規定は、との処分自体は有効とした上で、特別に費用返還義務を定めたものであって、二つの規定の前提となる返還義務は異質なものであるとされているから（問答集問13-17の（答））、本件処分について、法第80条を適用する余地はないと解さざるを得ない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

- (エ) その他、審査請求人はるる主張するが、その主張はいずれも独自の見解というほかなく、本件処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の前記主張はいずれも理由がない。

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委 員 (部会長)	田 中 聰 子
委 員	井 上 嘉 仁
委 員	保 志 明 子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。